

令和5年度

財政援助団体監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 116 号
令和 5 年 10 月 31 日

三 田 市 長 田 村 克 也 様

三 田 市 監 査 委 員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

財政援助団体監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和5年度 財政援助団体監査報告書

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

次に掲げる補助事業者に対する令和4年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助に係る所管部署を監査の対象としました。

1 補助事業者 ※「」は補助事業名

(1) 三田市人権を考える会

「三田市人権を考える会運営費補助金」

2 所管部署

(1) 三田市共生社会部福祉共生室人権共生推進課

第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的としました。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付に係る事務処理が適切になされないリスク	ア 補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。 イ 補助金の交付に係る交付決定、実績報告の審査及び確定通知等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 ウ 補助金の確定前交付が行われているものについて、その必要性が認められるか。 エ 補助事業者に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。
(2) 補助事業者における事務処理が適切にな	ア 補助金の交付に係る交付申請、実績報告等の一連の事務処理は、適正に行われているか。

されないリスク	<p>イ 所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算書及び決算諸表等は整合しているか。また、実績報告書は補助事業の実施内容、効果等が確認できるようなものとなっているか。</p> <p>ウ 補助事業者における事務処理が適正に行われるように内部統制が構築されているか。</p>
(3) 補助金が補助事業以外の事業等に流用されるリスク	<p>ア 補助金が充当されている経費の領収書等の確認は適正に行われているか。</p> <p>イ 補助金が充当されている経費の内容は補助事業の目的、内容等に照らして適正なものとなっているか。</p>
(4) 補助事業の公益性、必要性、有効性、公平性等が失われているリスク	<p>ア 補助事業の内容に必要性、有効性、公平性等が認められるか。また、他の事業との重複、類似していないか。</p> <p>イ 補助金等見直しガイドライン(平成28年5月 財政課)に照らして適正なものとなっているか。</p>

第5 実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

令和5年5月1日から令和5年10月30日まで

第7 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。

しかしながら、後述の指摘事項のとおり、一部において、改善等を要する事項がありました。

なお、指摘事項は、監査開始時点のものです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 三田市人権を考える会運営費補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市人権を考える会運営費補助金

(2) 補助事業の趣旨

市が所管する人権施策の推進に資する活動を行う者に対してその経費の一部を補助する事業

(3) 補助対象者（補助事業者）

三田市人権を考える会

(4) 補助対象となる事業

ア 市民を対象とした人権学習会・講演会等事業

イ 人権啓発事業

ウ 人権啓発・教育に係る調査・研究事業

エ 人権推進活動サポート事業

オ 人権教育研究大会等開催事業

カ 活動を継続するために必要な総会、理事会等の会議

(5) 三田市人権を考える会の組織の状況等（令和5年5月20日現在）

ア 構成員

役職名	人数
会長	1名
副会長	9名
常任理事	32名
理事	111名
監査	2名

イ 役員会・活動組織

組織	構成員
正・副会長会	会長、副会長
常任理事会	常任理事
理事会	31団体
専門部会	10部会
小学校区地域部会	19部会

(7) 専門部会の状況（計10部会）

就学前教育部会、小学校教育部会、中学校教育部会、高校部会、進路・学力保障部会、PTA部会、自治区部会、高齢者部会、宗教部会、企業部会

(イ) 小学校区地域部会の状況（計19部会）

三田、三輪、松が丘、志手原、藍、本庄、広野、小野・母子、高平、武庫、すずかけ台、狭間、富士、あかしあ台、弥生、つつじが丘、けやき台、学園、ゆりのき台

ウ 事務局

補助事業者の事務局は、所管部署である人権共生推進課内に置かれ、補助事業者が執行する補助事業に係る出納その他の事務については、同課職員が処理している。

エ 主な人権活動に対する事業の状況

主な事業	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
三田幸せプロジェクト ～明るい未来へ～	内 容	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演を動画配信	分科会形式 3分野3分科会
	参加者数	—	262回 (視聴回数)	297名
「学」サポート事業 (学習活動支援)	活用団体	14団体	8団体	11団体
「結」サポート事業 (自主学習グループ支援)	登録団体	4グループ	3グループ	3グループ
「逢」サポート事業 (視察研修にかかる補助)	活用団体	0団体	0団体	2団体
「企画講座」サポート事業 (市民の手作り講座)	市民企画	3企画	2企画	4企画
	講座回数	全4講座	全3講座	全5講座
	参加者数	210名	61名	267名

(6) 補助金の支出状況

年度	交付金額
令和2年度	2,461,969円
令和3年度	2,814,038円
令和4年度	3,010,378円

2 指摘事項

三田市補助金等交付規則に基づく補助金交付の手続において、所管部署（人権共生推進課）が作成した補助金等確定通知書の記載誤りがあるものが見受けられました。

補助事業者においても、補助金等交付請求書に記載不備があるもの、補助事業等実績報告書に記載誤りがあるもの、補助金執行に係る出納の事務手続に一部不備があるものが見受けられました。

については、今後、これら手続書類の作成及び事務手続に正確・適正を期するよう留意してください。

なお、次に掲げる事項については、速やかに、改善等に向けた取組みを行ってください。

(1) 団体等に対して交付した補助金の返金手続について

補助事業者においては、人権にかかる自主学習等を積極的に行う個人や団体（以下「団体等」という。）に対し支援することを目的とした「サポート事業」を4事業展開しており、団体等へ補助金が交付されています。

当該補助金の交付は、事前に事業計画等の審査を経て、事業着手前に全額が団体等へ支給することから、交付後、実施事業の増減等によって返金が生じたものがあり、返金はなされているものの、返金に際しての調書（手続書類）が作成されていないものがありました。

調書は、収入・支出に対する証拠資料となることから、適正に作成するよう補助事業者に対して指導してください。

(2) 団体等に対して交付した補助金の実績審査について

団体等に対して行った補助金については、事業完了後の実績に基づき、団体等から補助事業者へ報告が行われ、内容の適否について審査が行われるところ、領収書の日付が記載されていないもの、領収書の発行者が当該団体に所属する個人名であるもの、補助対象とならない経費を含んで精算されているものなど、不適切な審査に基づく精算が行われているものがありました。

団体等に対して交付した補助金の実績審査については、適正な書類をもって行うとともに、補助対象経費について十分精査するよう補助事業者に対して指導してください。

(3) 団体等における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」と規定され、この源泉徴収義務者については、代表者等の定めがある人格のない社団等も含まれるとされています。

団体等では同法第204条第1項第1号に規定する報酬・料金等(講演料等)の支払がされているところですが、その支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないように、補助事業者は団体等に対して周知するとともに、実績審査で確認されるよう指導してください。

3 意見事項

補助事業者においては、団体等の活動支援を目的にサポート事業を展開し、補助金が団体等へ交付されています。

この内、講演会を主催した団体の代表者自ら講師を務め、その講師料を補助金から受領していた事例が見受けられ、補助対象経費としての適否に疑義が生じたものがあり、令和5年度から要綱を修正されたことを確認しましたが、それ以外の補助事業の現状についても調査・検討を行い、補助対象経費について整理されるよう補助事業者に対して要望します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	56

監査結果報告日	令和5年10月31日 監査結果報告
対象監査	令和5年度財政援助団体監査
対象部署等	共生社会部福祉共生室人権共生推進課
補助事業名	団体等に対して交付した補助金の返金手続について
指摘事項	<p>補助事業者においては、人権にかかる自主学習等を積極的に行う個人や団体（以下「団体等」という。）に対し支援することを目的とした「サポート事業」を4事業展開しており、団体等へ補助金が交付されています。</p> <p>当該補助金の交付は、事前に事業計画等の審査を経て、事業着手前に全額が団体等へ支給することから、交付後、実施事業の増減等によって返金が生じたものがあり、返金はなされているものの、返金に際しての調書（手続書類）が作成されていないものがありました。</p> <p>調書は、収入・支出に対する証拠資料となることから、適正に作成するよう補助事業者に対して指導してください。</p>
改善措置通知日	令和5年11月13日 改善措置通知
改善措置内容	実施事業の増減等によって返金が生じたものについて、返金に関する調書（精算決定書）を作成しました。令和5年11月より運用を開始します。
改善措置公表日	令和5年11月29日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	57

監査結果 報告日	令和5年10月31日 監査結果報告
対象監査	令和5年度財政援助団体監査
対象部署等	共生社会部福祉共生室人権共生推進課
補助事業名	団体等に対して交付した補助金の実績審査について
指摘事項	<p>団体等に対して行った補助金については、事業完了後の実績に基づき、団体等から補助事業者へ報告が行われ、内容の適否について審査が行われるところ、領収書の日付が記載されていないもの、領収書の発行者が当該団体に所属する個人名であるもの、補助対象とならない経費を含んで精算されているものなど、不適切な審査に基づく精算が行われているものがありました。</p> <p>団体等に対して交付した補助金の実績審査については、適正な書類をもって行うとともに、補助対象経費について十分精査するよう補助事業者に対して指導してください。</p>
改善措置 通知日	令和5年11月13日 改善措置通知
改善措置内容	<p>実績審査を適正に行うために、実績報告書にチェック欄を設け、補助対象の経費であるか、領収書が正しく添付されているかの確認に不備が無いようにします。</p> <p>令和6年度から様式変更を行います。今年度の審査においても欄外を利用して同様の対応を行います。</p>
改善措置 公表日	令和5年11月29日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	58

監査結果報告日	令和5年10月31日 監査結果報告
対象監査	令和5年度財政援助団体監査
対象部署等	共生社会部福祉共生室人権共生推進課
補助事業名	団体等における源泉徴収について
指摘事項	<p>所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」と規定され、この源泉徴収義務者については、代表者等の定めがある人格のない社団等も含まれるとされています。</p> <p>団体等では同法第204条第1項第1号に規定する報酬・料金等(講演料等)の支払がされているところですが、その支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないように、補助事業者は団体等に対して周知するとともに、実績審査で確認されるよう指導してください。</p>
改善措置通知日	令和5年11月13日 改善措置通知
改善措置内容	令和6年度から、申請者に対し、報酬・料金等(講演料等)の支払に当たって源泉徴収を行うよう、説明会の場などを通じて周知を行います。また、実績報告書に源泉徴収の実施を促す案内を記載し注意喚起を行います。
改善措置公表日	令和5年11月29日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。